

令和4事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和5年12月
金沢国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,410件（前年対比122.0%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,065件（同120.3%）、その申告漏れ所得金額は133億円（同107.6%）、追徴税額は35億5,800万円（同105.8%）となっています。

(注)1 令和4事務年度の調査事績は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和4年7月から令和5年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	1,156 件	141.5 %	1,410 件	122.0 %		
非違があった件数	2	885 件	139.4 %	1,065 件	120.3 %		
うち不正計算があった件数	3	246 件	120.6 %	303 件	123.2 %		
申告漏れ所得金額	4	12,363 百万円	154.0 %	13,300 百万円	107.6 %		
うち不正所得金額	5	4,590 百万円	214.5 %	5,606 百万円	122.1 %		
調査による追徴税額	6	3,363 百万円	180.6 %	3,558 百万円	105.8 %		
うち加算税額	7	542 百万円	207.9 %	604 百万円	111.5 %		
不正発見割合 (3/1)	8	21.3 %	▲ 3.7 ポイント	21.5 %	0.2 ポイント		
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	10,694 千円	108.9 %	9,433 千円	88.2 %		
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	18,659 千円	177.9 %	18,503 千円	99.2 %		
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	2,909 千円	127.6 %	2,523 千円	86.7 %		

(注)調査による追徴税額には、地方法人税及び加算税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和4事務年度においては、法人消費税について、1,389件（前年対比121.8%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は804件（同114.5%）、その追徴税額は31億7,400万円（同240.0%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,140 件	142.7 %	1,389 件	121.8 %
非違があった件数	2	702 件	134.5 %	804 件	114.5 %
うち不正計算があった件数	3	197 件	120.1 %	238 件	120.8 %
調査による追徴税額	4	1,323 百万円	182.7 %	3,174 百万円	240.0 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	364 百万円	223.1 %	513 百万円	141.1 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,160 千円	128.0 %	2,285 千円	197.0 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,847 千円	185.6 %	2,157 千円	116.8 %

(注)調査による追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)及び加算税が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和4事務年度においては、1,804件（前年対比121.6%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は448件（同107.4%）で、その追徴税額は3億5,200万円（同118.4%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	84,133 件	100.0 %	83,538 件	99.3 %
実地調査件数	2	1,484 件	139.7 %	1,804 件	121.6 %
非違があった件数	3	417 件	114.2 %	448 件	107.4 %
うち重加算税適用件数	4	54 件	150.0 %	55 件	101.9 %
調査による追徴税額	5	297 百万円	137.9 %	352 百万円	118.4 %
調査1件当たりの追徴税額	6	200 千円	98.7 %	195 千円	97.5 %

(注)調査による追徴税額には、復興特別所得税及び加算税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 還付申告法人に対する調査で2億300万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、99件（前年対比111.2%）に対し実地調査を実施し、消費税2億300万円（同136.4%）を追徴課税しました。また、そのうち16件（同114.3%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、4,000万円（同154.1%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	89 件	107.2 %	99 件	111.2 %
非違があった件数	2	60 件	100.0 %	71 件	118.3 %
うち不正計算があった件数	3	14 件	127.3 %	16 件	114.3 %
調査による追徴税額	4	149 百万円	75.1 %	203 百万円	136.4 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	26 百万円	157.6 %	40 百万円	154.1 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,671 千円	70.1 %	2,049 千円	122.6 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,876 千円	123.9 %	2,529 千円	134.8 %

(注)調査による追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)及び加算税が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で21億9,000万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外法人からの配当収入を除外するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和4事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を219件（前年対比131.1%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを59件（同109.3%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を21億9,000万円（同238.3%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件 167	% 133.6	件 219	% 131.1		
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 54	% 103.8	件 59	% 109.3		
うち不正計算があった件数	3	件 7	% 140.0	件 5	% 71.4		
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 919	% 143.1	百万円 2,190	% 238.3		
うち不正所得金額	5	百万円 151	% 86.8	百万円 492	% 325.7		

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る調査で3,200万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和4事務年度においては、非居住者に対する土地等の譲渡対価や外国法人に対する著作権等の使用料などの支払について源泉徴収漏れを28件（前年対比116.7%）把握し、3,200万円（同144.4%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和3		令和4	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	件 24	% 184.6	件 28	% 116.7		
調査による追徴本税額	2	百万円 22	% 83.2	百万円 32	% 144.4		